平成２２年（再ロ）第９号

香川県高松市多肥上町149番地１ニューヨルディム小山Ｂ201号室

再生債務者　西山　美紀（旧姓三好）

1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年３月31日まで

4　一般異議申述期間　平成23年４月14日から平成23年４月28日まで

高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（再ロ）第２号

北海道旭川市永山６条20丁目３番４号

再生債務者　美馬　千春

1　決定年月日時　平成23年３月４日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年４月１日まで

4　一般異議申述期間　平成23年４月15日から平成23年４月22日まで

旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１４号

青森県青森市浪岡大字樽沢字村元535番地４

再生債務者　鳴海　豊

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年３月24日まで

平成23年３月３日　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（再ロ）第３号

岩手県西磐井郡平泉町長島字滝の沢122番地

再生債務者　千葉　健一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年３月24日まで

平成23年３月３日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（再ロ）第１７号

神戸市須磨区千守町２丁目７番６―202号

再生債務者　淺井　徹

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年３月24日まで

平成23年３月３日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第２５号

仙台市泉区虹の丘４丁目６番地の１　ライオンズマンション虹の丘706

再生債務者　千田　政宏

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年３月25日まで

平成23年３月４日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第７号

奈良市三条大路１丁目２番16号

再生債務者　髙田　浩幸

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年３月31日まで

平成23年３月３日　奈良地方裁判所

平成２２年（再ロ）第７号

青森県五所川原市みどり町２丁目41番地　市営住宅26―６

再生債務者　山谷　茂樹

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年４月１日まで

平成23年３月４日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第７号

宮崎市大塚町権現前1002番地２

再生債務者　坂本　信幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月４日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第５号

長野県佐久市横根527番地１

再生債務者　田中　年春

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月３日

長野地方裁判所佐久支部再生係

平成２２年（再ロ）第３０号

京都府八幡市男山金振２番地25

再生債務者　近藤　信正

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月４日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第４号

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川3942番地６

再生債務者　山村　弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年３月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月３日

さいたま地方裁判所熊谷支部

官公庁その他

官公庁

合併

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十三年三月四日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年三月十四日

石川県金沢市弥生二丁目一番二三号

（甲）社団法人石川県建設業協会

会長　北川　義信

石川県金沢市弥生二丁目一番二三号

（乙）社団法人石川県土地改良建設協会

会長　勝二　修

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲はその石油製品販売事業、飲料水販売事業及び前記に関連する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年四月十五日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十三年四月十一日を予定しております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十三年三月七日

掲載頁　二頁

平成二十三年三月十四日

東京都品川区西五反田八丁目二番八号

（甲）ＣＬＣタカハシ株式会社

代表取締役　小倉　喜敬

福岡県北九州市門司区浜町一番二号

（乙）シーエルシータカハシ株式会社

代表取締役　高橋　泰雄

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲はその自動車整備事業及び前記に関連する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年四月十五日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十三年四月十一日を予定しております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十三年三月七日

掲載頁　二頁

平成二十三年三月十四日

東京都品川区西五反田八丁目二番八号

（甲）ＣＬＣタカハシ株式会社

代表取締役　小倉　喜敬

福岡県北九州市門司区浜町一番二号

（乙）株式会社カーライフプロデュース

代表取締役　高橋　泰雄